

改正 平成21年4月1日

平成22年4月1日

（設置）

第1条 本学に、人権問題委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、本学におけるすべての学生・教職員が対等な個人として尊重され、ハラスメントその他の人権侵害と差別のない、公正で安全な環境において、学習・研究・教育・就労できる機会と権利を保障するキャンパスづくりを目的とする。

（任務）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- 一 人権問題の対応に関する学長への意見書の提出と勧告
- 二 人権侵害の防止に関する研修・啓発・広報
- 三 人権侵害を行った者に対する研修・教育プログラムの研究・開発と実施
- 四 人権侵害被害者の救済措置の実施
- 五 その他人権擁護のための必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学長が委嘱する。ただし、委員の性別構成は偏らないようにする。

- 一 学長室部長
- 二 学生センター所長
- 三 学生相談室長
- 四 学長の指名する教職員若干名

2 前項第4号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（運営）

第5条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員会は非公開とし、委員は、その任期中及び退任後、本規程第3条第1号の任務により知り得たいかなる情報も他に漏らしてはならない。

（事務）

第6条 委員会に関する事務は学長室経営企画課が担当する。

（改正）

第7条 この規程の改正は、委員会の発議に基づき、学部長会議の議を経て、大学協議会の議により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。